

令和2年度

第1回 阿賀野市入札監視委員会

令和2年9月30日(水)

阿賀野市総務部管財課

令和2年度 第1回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和2年9月30日(水) 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 阿賀野市役所別館 302会議室

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、佐藤哲雄、信田雅恭

4 傍聴者 2名(株式会社建設速報社、株式会社北陸工業新聞社)

5 議題

(1) 期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について(対象期間:令和2年2月～令和2年7月)
- ・発注方式別工事等について(対象期間:令和2年2月～令和2年7月)
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

(対象期間:令和2年2月～令和2年7月)

(2) 抽出案件の審議 (詳細は別紙のとおり)

- ・制限付一般競争入札 2件
- ・通常指名競争入札 3件

(3) その他

次回定例会の抽出委員の委任について

「発注状況等報告」

期間内の工事総括について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 昨年度に比べて発注率が増加しているとのことだが、新型コロナウイルス等の影響もありなるべく早く発注しようとして増えたのか。</p>	<p>1 新型コロナウイルスの影響もあると思われるが、発注における平準化を目指した結果、第1四半期の早期発注が増え、全体の件数が増加した。</p>
--	---

発注方式別工事等について

随意契約（D）

<p>「質問・意見」</p> <p>1 随意契約6件のうち4件の請負業者が同じ業者であるが、たまたまそうであるのか、何か理由があるのか。</p> <p>2 4件が特殊な工事であり、他に依頼できないため随意契約なのか。</p>	<p>1 この4件については、秘密保持を要する積算及び管理業務である。請負業者は新潟県と同様の積算システムを使用しており、非営利型の法人であるため競争入札に参加することのない機関として公平性や秘密保持が確実に行われることから随意契約を行った。</p> <p>2 入札に臨む前の設計を委託するものであり、当然その金額も知り得ることとなる。情報の取扱いの観点からも通常の民間事業者に依頼はできないため、当市の設計依頼については請負業者と随意契約を行っている。</p>
--	---

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

<p>特になし</p>	
-------------	--

「抽出案件」

制限付一般競争入札（A）【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-6	学教工第2号	堀越小学校 長寿命化改良電気設備 工事	電気	(株)今井電 友舎	23,023,000	99.62%	学校教育課	5

A-13	建第6号	金淵五郎卷駒林 線舗装修繕工事	舗装	(株)小林組	11,792,000	87.30%	建設課	10
<p>抽出理由（佐藤委員）</p> <p>制限付一般競争入札において落札率が最も低く、かつ他の舗装工事と比べても低いことからなぜ低いのかその理由を知りたいため。</p>					<p>「回答」</p> <p>設計額と比して、落札業者の諸経費が低いためである。他の応札者は予定価格に対して、95%以上の入札額となっており、当該案件については落札業者のみ落札率が低かった。落札者は当該工事の施工場所に極めて近く、諸経費を安く抑えることができたためと思われる。</p> <p>工事の性質上、どうしても地元の有利性というものがあり、地元の業者は、遠方の施工業者より現場・周囲状況を理解し、会社にて置き場を確保する事や、作業員の移送費等で無理や無駄が無く工事ができ、結果的に経費を安く抑えることができると思われる。また、会社から非常に近いということで利益を落としても受注したいといった心理的要因も理由の一つだと考える。</p>			

通常指名競争入札（C）【3件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-16	学教工 第15号	水原グラウンド ナイター照明 設置工事	電気		不落		学校教育課	5
<p>抽出理由（佐藤委員）</p> <p>全体を通して、不落となった案件がこの案件であり不落となった理由について知りたいため。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 市が積算した経費が発注した工事と合ってなかったのか。また、再度入札に付した際は何がどう変わったのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>予定価格の設定の際に諸経費の算出方法で市と応札業者で相違があったため。設計について、部材費の一部を見積、諸経費を国の基準を用いて積算しているが、その際の経費について校舎改修等を想定した率で積算を行っていた。一方、応札業者は受注可能な範囲の金額で入札に臨んだため、予定価格を超過し不落になってしまったものと考え。</p> <p>1 業者から見積を徴収し、参考にした上で予定価格を設定した。再度入札に付し落札となった。</p>			

2 間接経費の積み上げは、難しいものなのか。	2 積算基準の図書はあるが、応札者が詳細まで積算することは困難であったと思われる。
3 公の積算基準と実態の乖離は、全体的なのかたまたま本件だけなのか。	3 不落となった後、類似案件について他課へのヒアリングの結果、実勢と差異が見られると考えられるため見積を採用していることが分かった。そのため、本件だけではないと考えられる。
4 再度、入札したときの予定価格はいくらであったのか。	4 3,130,000円（税抜）である。
5 再度入札を行った案件は、C-23 なのか。	5 お見込みのとおりである。
6 C-23（再度入札）の参考見積業者に関連して見積を徴した基準（ルール設定）はあるのか。	6 今回のような場合の参考見積徴収の基準は特段ないが、応札業者のランク付けの中から、工事価格帯に応じたランクの業者を選定して見積を徴した。

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-21	学教委託第1号	市立学校大規模改造設計業務委託	コンサルタント	(有)エスシー企画設計室	3,938,000	41.99%	学校教育課	10
<p>抽出理由（佐藤委員）</p> <p>通常指名競争入札において最も落札率が低く、なぜ低いのかその理由を知りたいため。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 工事のように低入札価格調査制度はないのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>コンサルタント業務の特性として人件費について各業者が自社の実態に合わせ単価を設定できるため予定価格よりも大きく下がったものと解している。また、落札業者は市内に所在があり、図面の貸与や打ち合わせの容易性よりその他諸経費においても他社に比べて安価な見積が可能であったと考える。</p> <p>1 委託については、低入札価格調査制度を設けていない。仮に設ける場合は、最低制限価格制度となる。</p>			

<p>2 色々な事情があると思うが、落札率が低いことで、予定価格の意味や成果品の品質をどう担保するのか。</p>	<p>2 本件は、市独自の率（市の実績に基づく）を使用し算定した。なお、その率は公表していないため、入札時の予定価格が算出しづらいと思われる。今後は実勢ではなく、品質担保のため、発注担当課と調整し最低制限価格を適用するような対応を検討したい。</p>
--	---

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-31	生涯工第4号	吉田東伍記念博物館二酸化炭素消火設備機器更新工事	消防	(株)興電社	4,950,000	100.00%	生涯学習課	3
<p>抽出理由（佐藤委員）</p> <p>通常指名競争入札において最も落札率が高く、なぜ高いのかその理由とどのような業者を指名したのかその理由を知りたいため。</p>					<p>「回答」</p> <p>一般の工事と異なり積算不可であるため、予定価格の設定に際し、複数業者より見積を徴収し最も安価なものを採用した。予定価格設定のための参考見積は2者より徴収。</p> <p>本工事のように見積を基に予定価格を設定する場合は、見積徴収の時点で価格競争が行われているため、入札に付した際にさらに価格を落とすことが難しかったものと思われる。参考見積を徴収した2者は、その金額と同額で応札していたため、参考見積の時点で履行可能な最安値を示していたものと考え。</p> <p>指名業者について、市内に消防設備工事の登録業者は3者あるが、工事内容から消防設備士甲種第3類の資格が必要となり、市内の登録業者は資格者を有していないため、市外の施工可能な業者を確認し3者を選定した。</p>			